

新潟市若者支援協議会における個人情報の取扱いについて

1 個人情報の壁をなくし、協働支援が可能（個人情報の提供，秘密保持義務）



2 協働支援について

(1) 新潟市若者支援センターからの協働支援依頼の場合

- ① 本人の場合（15歳以上）は，本人の同意を得ることで可能。
- ② 家族が同意した場合は，家族から本人の情報は収集し，登録機関・団体へ提供することができる。
- ③ 家族以外（教員など）は相談受付ができない。ただし，本人または家族に登録機関・団体の紹介はできる。また本人または家族にオールを紹介し，本人または家族が相談受付に出向くよう促すことができる。

(2) 登録機関・団体からの協働支援申請の場合

登録機関・団体からオールへの個人情報の提供は，各機関・団体の規定または様式によるが，オールが本人または家族から同意を得ることによって，登録機関・団体と情報を共有することができる。但し、情報については提供する機関・団体が責任を負う。